

第1回

宮崎県市町村合併推進審議会

参 考 資 料

資料1	宮崎県市町村合併推進審議会条例	1
資料2	市町村の合併の特例等に関する法律（抄）	3
資料3	自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針 （平成17年 5月31日総務省告示第648号）	11
資料4	自主的な市町村の合併の推進に関する構想の作成について （平成17年 5月31日総務省大臣官房総括審議官通知）	15
資料5	「新しいまちの新しいチカラ」	別冊
資料6	「一目でわかる平成の大合併」	別冊

平成17年11月9日

宮崎縣市町村合併推進審議会条例（平成17年10月5日宮崎県条例第68号）

（趣旨）

第1条 この条例は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第60条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定により県に置かれる合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（宮崎縣市町村合併推進審議会）

第2条 前条の合議制の機関は、宮崎縣市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）とする。

（組織等）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

(1) 市町村の長

(2) 市町村の議会の議長

(3) 学識経験のある者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、地域生活部において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、地方分権の進展並びに経済社会生活圏の広域化及び少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を講ずることにより、自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、もって合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「市町村の合併」とは、2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。

2 この法律において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。

3 この法律において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。

（基本指針）

第58条 総務大臣は、第1条の目的を達成するため、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針（以下この条及び次条第1項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

(2) 次条第1項に規定する構想を定めるに当たりよるべき基準

3 総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(構想の作成等)

- 第59条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村（以下「構想対象市町村」という。）を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下この条において「構想」という。）を定めるものとする。
- 2 構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項
 - (2) 市町村の現況及び将来の見通し
 - (3) 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認められる自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組合せ
 - (4) 前号の組合せに基づく自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置に関する事項
- 3 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項に規定する市町村合併推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村合併推進審議会)

- 第60条 前条第3項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下この条において「市町村合併推進審議会」という。）を置くものとする。
- 2 市町村合併推進審議会は、前項に定めるもののほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議することができる。
- 3 市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(合併協議会設置の勧告等)

- 第61条 都道府県知事は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、構想対象市町村に対し、第59条第2項第3号の組合せに基づき合併協議会を設けるべきことを勧告しようとするときは、あらかじめ、当該構想対象市町村の意見を聴かなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告したときは、政令で定めるところにより、その旨並びに当該勧告をした日及び同日の翌日から起算して75日を経過する日（以下この条において「75日経過日」という。）を公表しなければならない。

- 3 第1項の規定により勧告を受けた構想対象市町村（以下この条において「合併協議会設置勧告対象市町村」という。）の長は、当該勧告を受けた日から30日以内に、それぞれ議会を招集し、当該勧告に基づく合併協議会に係る地方自治法第252条の2第1項の協議（以下この条において「合併協議会設置協議」という。）について、議会にその意見を付して付議しなければならない。
- 4 合併協議会設置勧告対象市町村の長は、前項の規定による議会の審議の結果を、速やかに公表し、かつ、第1項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告した都道府県知事（以下この条において「勧告をした都道府県知事」という。）に報告しなければならない。
- 5 勧告をした都道府県知事は、すべての合併協議会設置勧告対象市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その結果及びすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長から同項の規定による報告を受けた日（第7項において「報告完了日」という。）をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。ただし、75日経過日までに、いずれかの合併協議会設置勧告対象市町村の長から前項の規定による報告を受けていないときは、75日経過日後直ちに、その旨及び同項の規定による報告を受けた合併協議会設置勧告対象市町村の議会の審議の結果をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。
- 6 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置勧告対象市町村の長は、直ちに、その旨を公表しなければならない。
- 7 第3項の規定による議会の審議により、その議会が合併協議会設置協議について可決した合併協議会設置勧告対象市町村（第16項において「合併協議会設置協議可決市町村」という。）以外の合併協議会設置勧告対象市町村（以下この条において「合併協議会設置協議について可決しない市町村」という。）の長は、報告完了日（第5項ただし書の規定により通知を受けたときは、75日経過日。以下この条において「基準日」という。）から10日以内に限り、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、当該請求を行った日から3日以内に、その旨を公表し、かつ、当該請求を行った日から3日以内に到達するように、勧告をした都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 勧告をした都道府県知事は、基準日の翌日から起算して13日を経過した日以後速やかに、すべての合併協議会設置協議について可決しない市町村に係る前項後段の規定による報告の有無をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。
- 9 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置勧告対象市町村の長は、直ちに、その旨を公表しなければならない。
- 10 第8項の規定による通知がすべての合併協議会設置協議について可決しない市町村の長から第7項後段の規定により報告があった旨のものであった場合には、合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、直ちに、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。

- 11 合併協議会設置協議について可決しない市町村において、基準日から13日以内に第7項後段の規定による公表がなかったときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。
- 12 前項の規定による請求があったときは、合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長に対し、これを通知しなければならない。
- 13 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、直ちに、その旨を勧告をした都道府県知事に報告しなければならない。
- 14 勧告をした都道府県知事は、第7項後段の規定による報告をしなかったすべての合併協議会設置協議について可決しない市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その旨をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。
- 15 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、直ちに、その旨を選挙管理委員会（第11項の規定による請求があった場合には、同項の代表者及び選挙管理委員会）に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 16 第14項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議可決市町村の長は、その旨を公表しなければならない。
- 17 第10項又は第15項の規定による通知があったときは、合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。
- 18 合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会は、前項の投票の結果が判明したときは、これを当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長（第11項の規定による請求があった場合には、同項の代表者及び当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長）に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。
- 19 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、その結果を勧告をした都道府県知事に報告しなければならない。
- 20 勧告をした都道府県知事は、すべての合併協議会設置協議について可決しない市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その結果をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。
- 21 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置勧告対象市町村の長は、その結果を公表するとともに、第11項の規定による請求があった場合には、同項の代表者にこれを通知しなければならない。
- 22 第17項の規定による投票において、合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、合併協議会設置協議について合併協議会設置協議について可決しない市町村の議会が可決したものとみなす。

- 23 すべての合併協議会設置勧告対象市町村の議会が合併協議会設置協議について可決した（前項の規定により可決したものとみなされた場合を含む。）場合には、すべての合併協議会設置勧告対象市町村は、当該合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。
- 24 第11項の規定による請求があった場合において、前項の規定により合併協議会が置かれたときは、合併協議会設置勧告対象市町村の長は、その旨及び当該合併協議会の規約を第11項の代表者に通知しなければならない。
- 25 地方自治法第74条第5項の規定は第11項の選挙権を有する者の総数の6分の1の数について、同法第74条第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで、第8項及び第10項から第13項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定は第11項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同法第74条の2第10項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「裁決書又は判決書」とあるのは「判決書」と、同条第11項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から20日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は、」と、同条第12項中「第8項及び第9項」とあるのは「第8項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第13項中「第8項及び第9項」とあるのは「第8項」と読み替えるものとする。
- 26 民事訴訟法第2編第4章第2節の規定は、前項において準用する地方自治法第74条の3第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定するため関係人の出頭及び証言を請求する場合について準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。
- 27 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定（罰則を含む。）は、第17項の規定による投票について準用する。
- 28 前項の投票は、政令で定めるところにより、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。

（報告の徴収）

第62条 構想対象市町村が第59条第2項第3号の組合せに基づき合併協議会を置いているときは、都道府県知事は、当該合併協議会に対し、市町村の合併に関する協議の状況について報告を求めることができる。

(合併協議会に係るあつせん及び調停)

第63条 構想対象市町村が第59条第2項第3号の組合せに基づき合併協議会を置いている場合において、当該合併協議会の委員相互の間において、合併市町村の名称、事務所の位置又は財産処分等に関する協議が調わないときは、都道府県知事は、当事者が当該合併協議会の委員の過半数の同意を得て行う文書による申請に基づき、市町村合併調整委員を任命し、あつせん又は調停を行わせることができる。

2 地方自治法第251条(第2項後段及び第3項第4号から第7号までを除く。)及び第251条の2(第1項を除く。)の規定は、市町村合併調整委員について準用する。この場合において、同法第251条の見出し中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同条第1項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの(以下本節において「都道府県の関与」という。)に関する審査及びこの法律の規定による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第3条第1項に規定する合併協議会の委員相互における同法第2条第1項に規定する市町村の合併に関する協議に係るあつせん又は調停」と、同条第2項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「優れた識見を有する者」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第60条第1項に規定する市町村合併推進審議会の委員」と、同条第3項各号列記以外の部分中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同項第1号中「調停」とあるのは「あつせん又は調停」と、同項第2号中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「調停」とあるのは「あつせん又は調停」と、同項第3号中「次条第7項又は第251条の3第13項」とあるのは「次条第7項」と、同条第4項及び第5項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同法第251条の2第2項中「調停」とあるのは「あつせん又は調停」と、同条第3項及び第4項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同条第5項及び第6項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「調停」とあるのは「あつせん又は調停」と、同条第8項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同条第9項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「紛争に」とあるのは「協議に」と、「紛争の」とあるのは「協議に係る事件の」と、同条第10項中「第5項の規定による調停」とあるのは「第5項の規定によるあつせん又は調停」と、「事件の要点及び調停」とあるのは「事件の要点及びあつせん又は調停」と、「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、市町村合併調整委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村の合併に関する協議の推進に関する勧告)

第64条 都道府県知事は、構想対象市町村が第59条第2項第3号の組合せに基づき合併協議会を置いている場合において、必要があると認めるときは、当該構想対象市町村に対し、当該合併協議会における市町村の合併に関する協議（第23条第1項若しくは第2項又は第26条第1項の協議を含む。）の推進に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告したときは、その旨を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告したときは、当該勧告を受けた構想対象市町村に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針

○総務省告示第648号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第58条第1項の規定に基づき、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針を次のように定めたので、同条第3項及び市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成17年政令第55号）第59条の規定に基づき告示する。

平成17年5月31日

総務大臣 麻生 太郎

自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針

一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

1 市町村の合併を推進する必要性

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「旧法」という。）は、昭和40年に制定され、その後の数次の延長と改正を経て、平成17年3月31日に期限を迎えることとなった。この間、昭和40年4月に3,392であった市町村数は、平成17年3月31日には2,521となるとともに、旧法に基づく特例措置が適用される平成17年3月31日までに都道府県知事に合併申請したもので見ると、平成18年3月31日には1,822となる見込みとなっている。

このように市町村の合併は、関係者の努力により成果を挙げてきているが、地域ごとの進捗状況には差異が見られるところである。地方分権の一層の推進、人口減少社会及び広域的行政への対応、より効果的で効率的な行財政運営の実現等の要請に応えていくためには、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「新法」という。）の下で、新しい視点を加えつつ、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要がある。

2 新法における市町村の合併の基本的考え方

(1) 都道府県による市町村の合併の推進に関する構想の作成等

新法においては、都道府県は、自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）を作成するとともに、当該構想に基づき、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告等の措置を講ずることができるなど、自主的な市町村の合併を進める上で、従来にも増して重要な役割を果たすこととされて

いる。

(2) 合併特例区等の制度の創設

新法においては、合併市町村の円滑な運営を実現することができるよう、地域の実情に応じて、合併特例による地域自治区の制度や合併特例区の制度を活用できるとされている。

(3) 新法における特例措置

新法においては、引き続き、普通交付税における合併補正、普通交付税の合併算定替、地方税の不均一課税、議会の議員の在任に関する特例等の措置が講じられているところである。

なお、旧法で設けられていた合併特例債は廃止されるとともに、普通交付税の合併算定替についてはその適用期間を段階的に短縮することとされたところである。

3 政府における市町村の合併を推進するための施策

政府は、次のような市町村の合併を推進するための施策を講ずることとする。

(1) 広報・啓発、情報提供

市町村の合併の推進に関し、広報パンフレットの作成、ホームページの活用等により、迅速かつ適切な広報・啓発、情報提供等を行うとともに、新たなまちづくりを支援するため、合併市町村についての情報発信等も積極的に行う。

(2) 相談体制の確保充実

総務省市町村合併推進本部内に設置した「市町村合併相談センター」において市町村の合併に関する制度、合併協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等市町村の合併に関する個別具体の相談に積極的に対応する。

(3) 市町村合併支援本部における連携措置

総務大臣を本部長、内閣官房副長官及び総務副大臣を副本部長、他のすべての副大臣を本部員として内閣に設置された「市町村合併支援本部」（平成13年3月27日閣議決定）を通じて、引き続き、市町村の合併についての国民への啓発を推進するとともに、国の施策に関する関係省庁間の連携を図る。

(4) 市町村の合併に係る必要な支援措置

2(3)の措置のほか、新法に基づく自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関の運営に要する経費及び構想の作成に要する経費については、都道府県に対して、所要の普通交付税措置を講ずる。

二 構想を定めるに当たりよるべき基準

1 審議会の設置

都道府県が構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、新法第60条第1項に基づき、都道府県に自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）を置くものとされており、都道府県においては、速やかに審議会を設置し、構想の作成について十分審議、検討を行うこと。

2 構想の内容

構想には、次に掲げる事項を定めること。

(1) 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

都道府県内における市町村の望ましい姿、自主的な市町村の合併の推進の必要性、市町村の合併を推進するに当たっての当該都道府県の役割等に関する基本的な考え方、方針等を示すこと。

(2) 市町村の現況及び将来の見通し

自主的な市町村の合併の推進の必要性を明らかにするため、市町村の行政運営及び財政状況の現況、人口や高齢化の今後の見通し等を示すこと。

(3) 構想対象市町村の組合せ

(1)、(2)を踏まえ、新法第59条第1項に規定する構想対象市町村について、その組合せを示すこと。

なお、構想対象市町村を定めるに当たっては、おおむね次に掲げる市町村をその対象とすること。

① 生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村

② 更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村

③ おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村

なお、③の市町村については、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、旧法の下で市町村の合併を行った経緯についても考慮すること。

(4) 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

新法において、都道府県による必要な助言、情報の提供、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告等の措置が設けられていることを踏まえ、これらの措置も含め、それぞれの都道府県において自主的な市町村の合併を進めるために必要であると考えられる措置を示すこと。

総行市第490号
平成17年5月31日各都道府県知事 殿
(市町村合併担当課扱い)

総務省大臣官房総括審議官



自主的な市町村の合併の推進に関する構想の作成について（通知）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）は、平成17年3月31日にその期限を迎えました。関係者の努力の結果、市町村の合併は大きく進展したところですが、その進捗状況は、都道府県により、かなりの差が見られるところであり、また、合併が比較的進んでいる都道府県においても、様々な事情によって合併することができなかった地域、生活圏域を踏まえた行政区域の形成が達成されたとは言い難い地域や、小規模な市町村がなお存在する地域等も見受けられます。

平成17年4月1日に施行された市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「新法」という。）の下においては、こうした状況も踏まえ、引き続き自主的な市町村の合併を推進する必要があります。

このたび、新法第58条第1項の規定に基づき、「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」（平成17年5月31日総務大臣告示第648号。以下「基本指針」という。）を策定したところであり、都道府県においては、基本指針に基づいて、速やかに新法第59条第1項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）を作成するようお願いします。

なお、基本指針において示された事項のほか、構想の作成に関して参考にすべき事項について、新法第65条第1項に基づき、下記のとおり助言します。

この趣旨について、貴都道府県内の市町村に対しても周知されるようお願いします。

記

1 審議会における審議

- (1) 新法第60条第1項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）においては、当該都道府県における今後の市町村行政の在り方について幅広い観点から十分審議、検討を行うこと。
- (2) このため、審議会においては、それぞれの市町村が将来にわたりどのように市町村を運営していくのか等についての基本的な方針を聴くこと。なお、その際には、市町村が、当該方針に関する積極的な情報提供を行うなど住民に対する説明責任を果たし、住民の十分な理解を得ているかというような観点からの検討も行うこと。

また、審議会において、市町村の将来にわたる運営についての基本的な方針について審議する際には、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」（平成17年3月29日総行整第11号）に基づき市町村が公表する「集中改革プラン」をはじめとする市町村の行政改革への取組状況も参考にすること。

- (3) 審議会の組織及び運営に関し必要な事項について、都道府県の条例で定めるとされているが、都道府県において審議会を設置する際に、必ずしも「市町村合併推進審議会」という名称を使用する必要はなく、また、既存の審議会を活用することも可能であること。

2 構想の内容

- (1) 構想対象市町村の組合せについては、原則として一通りとする事。
- (2) 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置については、次の事項にも留意の上、必要な記述を行うこと。
- ① 都道府県における市町村の合併を支援するための全庁的な体制の構築が望まれること。
 - ② 新法において、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあつせん及び調停、合併協議推進勧告等についての措置が設けられていること。

3 構想の作成時期等

構想はできる限り早期に作成することが望ましいものであり、可能な限り、平成17年度中に作成すること。なお、構想は必要に応じ適宜変更すること。

また、まず都道府県の一部地域のみを対象として構想を作成し、その後構想対象市町村を追加、変更するなど、構想を段階的に作成することも可能であること。

4 その他

市町村の合併に係る市制施行協議及び官報告示に関する手続については、「市町村合併の手続の迅速化について」（平成15年3月27日総行市第97号）において、その迅速化が図られているところであるが、新法の適用を受ける市町村の合併に係る手続についても、引き続きこの通知によるものとする事。